

広島県告示第八百八十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次の指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があった。

平成二十四年十一月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
医療法人社団中川会 呉三条病院	呉市三条一丁目三番一四号	平成二十四年八月三十一日
寺谷歯科医院	呉市広大新開一丁目三番二七号	平成二十四年一〇月九日
板阪整形外科医院	尾道市山波町二八八四番地一	平成二十四年八月三十一日
平松医院	府中市府中町三八番地	平成二十四年九月二十九日